

判決年月日	平成29年8月29日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(ネ)10041号		
<p>○ 被告製品は、発明の名称を「累進多焦点レンズ」とする特許発明に係る構成要件A及びCを充足せず、上記特許発明と本質的部分において相違するから、均等侵害も成立しないとされた事例。</p>			

(関連条文) 民法709条, 特許法70条

(関連する権利番号等) 特許第3611154号

判決要旨

本件は、発明の名称を「累進多焦点レンズ」とする本件特許権に係る独占的通常実施権ないし専用実施権を有する控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人による被告製品の販売は、特許請求の範囲の請求項1に係る本件発明の技術的範囲に属し、控訴人の独占的通常実施権ないし専用実施権を侵害すると主張して、損害賠償を求めた事案である。

原判決は、被告製品はいずれも本件発明の技術的範囲に属するものとは認められないとして、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴した。

本判決は、概要以下のとおり判示して、被告製品は構成要件A及びCを充足せず、また、均等侵害にも該当しないと判断し、控訴人の請求を棄却した原判決を相当であるとして、本件控訴を棄却した。

本件明細書によれば、本件発明においては、装用者の老視の度合いに応じて近景よりも実質的に離れた特定距離までの範囲を矯正することが前提とされることから、特定距離に対応して視力を矯正するためには、一定ないしほぼ一定の屈折力を有する、ある程度広がりを持った領域があることが必要と解されること、また、特許請求の範囲の請求項1、本件明細書の実施例のいずれにおいても、「特定視距離矯正領域」と「面屈折力を連続的に接続する累進領域」とが明確に区別されていることから、構成要件Aの「特定視距離矯正領域」とは、ある程度の広がりを持ったエリアで、屈折力が一定ないしほぼ一定の領域と解される。被告製品の「上方領域」においては、屈折力は連続的に変化し続けているから、「特定視距離矯正領域」とはいえず、構成要件Aを充足しない。

また、構成要件Cに規定される条件式を充足するには、「特定視距離矯正領域」の範囲が特定されることを要するところ、「特定視距離矯正領域」を備えない被告製品は、構成要件Cも充足しない。

特許発明における本質的部分とは、当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分であり、本件発明の本質的部分は、構成要件Cの条件式を設定したことにあるところ、被告製品においては、「特定視距離矯正領域」の範囲を特定することができないから、本件発明とはその本質的部分において相違し、均等の第1条件を満たさない。